

【焼却溶融施設工事】

購入仕様書(発注)

向 先	甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合
工事名称	甲府・峡東地域ごみ処理施設建設工事
品 名	土木建築工事(設計・施工)

数 量	一式	納 期	平成29年3月
納入場所	山梨県笛吹市境川町寺尾		
見積提出期限	別途協議	見積提出先	調達部
備 考	[Redacted]		

サイズ	枚数
A 4	446
A 3	115
合計	561

AG-D20-001ECK(1/1)-8806

配付部数	2
調 査	原
検 査	原
土 産	原
計 電	原
PM・PE	原
監 理	原

戦線 1

D		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
C		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
B	正式契約	2018	7/4																
A	提案書内容を反映	2018	6/28																
O	初版発行	2018	6/15																

REV. NO.	REVISION NOTE	DESIGNED	CHECKED	APPROVED	REVIEWED
		ENGINEERING DEPARTMENT			PROJECT SEC.

ISSUED BY 土木・計電装技術センター 土木技術部	 株式会社 神鋼環境ソリューション KOBELCO ECO-SOLUTIONS CO.,LTD.								
PR. NO. 13-08G-01777									
O. NO. 112100040									
T. NO.									
承 認 合 計 3	<table border="1"> <tr> <th>JOB NO.</th> <th>AREA</th> <th>DOCUMENT NO.</th> <th>REV.</th> </tr> <tr> <td>—</td> <td>7 G 6</td> <td>D F40 - KC001</td> <td>B</td> </tr> </table>	JOB NO.	AREA	DOCUMENT NO.	REV.	—	7 G 6	D F40 - KC001	B
JOB NO.	AREA	DOCUMENT NO.	REV.						
—	7 G 6	D F40 - KC001	B						

第6章 土木・建築工事仕様

6. 1 計画基本事項

6. 1. 1 計画概要

(1) 工事範囲

本件施設の工事範囲は、下記工事一式とする。

- ア 工場棟建設
- イ 資源物ストックヤード建設
- ウ スラグ用ストックヤード建設
- エ 計量棟建設
- オ 屋外開閉所建設
- カ 洗車場整備
- キ 駐車場整備
- ク 構内道路整備
- ケ 門、囲障設置
- コ 構内照明設置
- サ 構内排水設備設置
- シ 工場棟間の高架通路設置
- ス 植栽、芝張整備
- セ 地中障害撤去（確認された場合で、組合と協議の上、撤去となった場合）
- ソ 測量（必要に応じて実施）
- タ 地質調査（必要に応じて実施）
- チ その他関連するもの

(2) 工事に係る環境保全対策

- ア 必要に応じた散水、工事関係車両の洗浄や搬入道路の清掃等、粉じん飛散防止対策を行う。
- イ 降雨に伴う濁水は、沈砂池で沈砂処理を行った後、仮設水路を經由して組合が指示する場所に放流する。沈砂池、安全柵及び仮設水路等は不要となった時点で撤去し、必要に応じて埋め戻しを行う。
- ウ 低騒音型、低振動型、排ガス対策型等の機械を使用する、運搬車や工事の集中を避ける等、騒音や振動、排ガス濃度の低減に努める。
- エ 工事車両の走行ルートについては環境影響評価補正評価書（第2編 1. 1. 3 (5) オ 環境影響評価補正評価書の遵守）を参考に設定する。適宜交通指導員を配置する等、事故や交通渋滞を防止する。
- オ 資機材運搬車両が沿道を通行する際には、走行速度に留意し、出来るだけ車両騒音の発生を抑制する。

(3) 工事に係る安全対策

- ア 建設工事請負事業者は、その責任において工事中の安全に十分配慮し、工事車両を含む周辺の交通安全、防火等を含む現場安全管理に万全の対策を講ずる。
- イ 工事車両の出入りについては、周囲の一般道に対し迷惑とならないよう配慮するものとし、特に場内が汚れて泥等を持ち出す恐れのある時は、場内で泥を落とす等、周辺の汚損防止対策を講ずる。
- ウ 工事中は騒音、振動発生を防止する。また、必要に応じ騒音、振動の測定を行う。

(4) 測量及び地質調査

- ア 敷地及び周辺を工事前に測量して工事を施工する。

第7号(第10条関係)

建設工事請負変更契約書

契約番号(土木) 4号

事業名

工事名 甲府・峡東地域ごみ処理施設造成工事(調整池)

工事場所 笛吹市境川町寺尾地内

変更事項

1) 工事内容 変更設計書のとおり



上記の工事について平成25年1月25日付で契約(平成26年3月28日付変更契約を締結した請負契約の一部を上記のとおり変更し、契約の証として本書2通を作成
当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 26年 5月 19日

発注者 住 所 笛吹市境川町藤堂
氏 名 甲府・峡東地域ご
管理者 宮 島

受注者 住 所 笛吹市境川町寺尾地内
商号又は名称 (株) 〇〇
代表 〇〇 〇〇

平成24年度

甲府・峡東地域ごみ処理施設造成工事（調整池）

特記仕様書

笛吹市境川町寺尾地内

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合

第1章 総則

第1節 一般事項

第1条 適用

1. この特記仕様書は、山梨県県土整備部土木工事共通仕様書（以下、「共通仕様書」という。）1-1-2. 6で定める特記仕様書で、甲府・峡東地域ごみ処理事務組合の発注する甲府・峡東地域ごみ処理施設造成工事（調整池）（笛吹市境川町寺尾地内）に適用する。

第2条 工事概要

本工事の工事箇所及び範囲は、別添図面に示すとおりである。

第3条 寸法及び数量

設計図書のとおりとする。

第4条 工期

本工事の工期は、契約書のとおりとする。

第5条 関係法令等の遵守及び関係機関との調整等

1. 工事施工に当たっては、砂防法、河川法、道路法、道路交通法、建設工事公衆災害防止対策要綱、労働安全衛生法等、関係諸法令、諸官庁の通達、環境影響評価補正評価書（「甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び（仮称）地域振興施設整備事業に係る環境影響評価 補正評価書 平成24年7月」）及びその要約版工事施工に関する協定事項等を遵守し、諸官公署との調整を十分行うこと。
また、地元との調整を密にとり、苦情等の発生を未然に防ぐよう努力すること。
2. 工事に際し請負者は、環境影響評価補正評価書に準拠し、次に示す周辺の自然・生活環境の保全に努めること。

- ・大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・地盤沈下・悪臭の防止
- ・希少動植物の保全
- ・低騒音・振動型施工機械の導入
- ・排出ガス対策型施工機械の導入
- ・早朝・夜間作業の制限（作業時間は協議による）
- ・洪水・土砂の流出抑制対策
- ・リサイクル製品の使用
- ・既存道路の保全（粉じん対策、泥等で汚さない）
- ・建設発生土、建設副産物の有効活用

第6条 事前協議

着工前には、監督員・請負者とで事前協議を行い、工程並びに安全管理等の打合せを行うこと。必要に応じて、監督員・請負者・設計者による3者で協議を行う。

なお、別途工事との関連により工程上の制約を受ける場合及び本工事の施工にあたり関係機関等から施工に関する条件等（時間的制約を含む）を付された場合は、

速やかに監督員と協議するものとする。

第7条 工事支障物件

工事着手前に地下埋設物等の支障物件について調査し、監督員に報告するものとする。なお、工事に支障がある場合は、施工方法及び工程について別途協議するものとする。

第8条 工事現場管理

請負者は、工事の施工にあたっては次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受けるなど過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請け事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請負業者にも十分な指導を行うこと。

第9条 交通誘導員

本工事の施工に際しては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理を行うものとする。また、交通誘導員による交通整理は次の通り実施するものとする。なお、施工条件に変更が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

1. 交通整理の時間帯；8:00～17:00 実労8時間（交代要員なし）
2. 交通整理時間；本工事において準備・後片付け期間を除くすべての工種、概ね352日間
3. 配置人員；1名/箇所

第10条 工事中の安全確保

工事の施工にあたり、「道路工事保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理を行うものとするが、本工事施工箇所には人家があるため工事関係者以外の者が区域内に侵入しないようバリケード等の保安施設を設置するとともに、工事車両の出入りについては交通誘導員を設置し事故が発生しないよう注意を払うものとする。

第11条 段階確認等

段階確認にあたり、請負者は共通仕様書によるほか、下記によるものとする。

1. 段階確認の計画書作成

工事着手前において、段階確認事項を確認、整理し、段階確認時期を記した段階確認工程表を作成する。尚、施工計画書作成対象工事においては、施工計画書に含めて提出しなければならない。

2. 社内検査に実施

段階確認を受ける前には必ず社内検査を実施し、設計書通りの施工がなされているか事前確認すること。また、検査結果を整理し、監督員からの請求があった場合は提示しなければならない。

3. 段階確認時の注意事項

段階確認においては、検査（確認）部分の出来型が確認できる資料を事前に作成し監督員に提出すること。また、配筋状況の確認時には配筋チェックシートを作成し、段階確認時に監督員に提出すること。

4. その他

段階確認の計画書及び配筋チェックシートについて、監督員の承諾を得た場合は、請負者の様式により管理できる。

第12条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、山梨県県土整備部が定める土木工事施工管理基準及び規格値によるものとする。
2. 工事写真管理は、山梨県県土整備部が定める写真管理基準による。

第2章 施工一般

第1節 工事一般

第13条 本工事

1. 土工

本工事における土工事は、道路土工切土工・斜面安定工指針を参照し、段切りが必要な場合は、適切に施工することとする。

- 1) 工事区域の運土計画を提出し、監督員の承認を得なければならない。
- 2) 造成工事及び道路工事との協議、調整を図ること。
- 3) 土質分類毎の適正に応じて、安定かつ効果的な土の転用（活用）を図ること。
- 4) 湧水等の排除を行う場合は、放流先を含めて工事に支障とならないように行うこと。
- 5) 掘削土工の安全について、施工計画書に盛り込むこと。
- 6) 掘削施工中の自然崩落、地すべり等が生じた場合、あるいは、これらの生じるおそれがある場合は、工事を中止し速やかに監督員に報告し指示を受けなければならない。
- 7) 埋戻しは構造物を損傷しないように留意し、特に二次製品部分は偏心・偏圧がかからないよう埋戻し材が左右均等になるよう十分に締め固めること

2. 伐採・除根及び除草

本工事の範囲について工事上支障となる樹木については伐採・除根、草本については除草を行うこと。伐採した樹木等は、建設リサイクル法に基づき適切に処分または活用すること。

3. 降雨対策

埋立地内等の降雨による地山等の崩壊や土砂流出等を抑制するため、現場の状況に応じて仮排水工や法面防護工等を請負者の責任のもとで適宜施工すること。

4. 地盤調査及び室内土質試験の実施

- 1) 請負者は、既存の地質調査結果を補完し、必要に応じてボーリング等の地盤調査を実施すること。地盤調査を実施する場合は、監督員に調査計画書を提出し協議しなければならない。
- 2) また必要に応じて室内土質試験を実施すること。
- 3) セメント系の固化材を添加する地盤対策については、事前に配合・強度試験等と併せた六価クロム溶出試験を行うこと。

5. 構造物

請負者は、契約後構造物の設計内容全般について照査を行い、監督員へ承諾事項及び変更事項の提出を行うものとする。また、設置を含む工事目的物を完成させるために必要な手順や工法について立案・照査を行い、監督員の承諾を得る。

- 1) 調整池は洪水に伴う下流河川の流況を保全するために整備される。このため、設計に規定した仕様（容量、オリフィス仕様等）を強く遵守する必要がある。とりわけ重要な設備はオリフィスであり、その形状寸法と設置位置で放流量が大きく左右される。従って、設計に規定した仕様で確実に施工しなければならない。
- 2) 調整池堰堤として施工する鉄筋コンクリート擁壁は調整池湛水時に水漏れが無いよう水密性の確保に配慮すること。
- 3) 地盤改良に用いる固化材の配合・強度試験、六価クロム溶出試験の内容については監督員と協議を行うこと。
- 4) 固化材の飛散防止対策を行うこと。
- 5) 事前に基礎地盤の支持力を調査し設計の地盤反力との比較を行うこと。
- 6) 所定の支持力が確保できない場合は監督員との協議し基礎地盤対策を講じること。

第14条 仮設工

1. 仮設工

仮設工については、現地の状況を十分把握し、安全性・経済性・構造等につい

ては、請負者が十分検討を行い、請負者の責任において決定し施工するものとする。また、騒音・振動などにより周辺住民から苦情が寄せられた場合は、直ちに工事を中止し、工法などについて監督員と協議するものとする。

第15条 安全・訓練等の実施

1. 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により半日以上時間を割当て、次の項目から実施内容を選択し、安全・訓練等を実施するものとする。

- 1) 安全活動のビデオ等、視覚資料による安全教育
- 2) 本工事内容等の周知徹底
- 3) 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- 4) 本工事における災害対策訓練
- 5) 本工事現場で予想される事故対策
- 6) その他、安全・訓練等として必要な事項

2. 安全・訓練等に関する施工計画書の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

3. 安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況をビデオ等又は工事報告（工事月報）に記録し、工事完成時に書類と共に報告するものとする。

尚、工事期間中であっても監督員が実施状況の確認を必要とする場合は、速やかに中間報告をするものとする。

第16条 施工計画

請負者は施工に先立ち、本工事の施工条件を十分検討の上、施工順序、工程、仮設工法について安全な施工計画を立案し、監督員の承認を受けなければならない。また、仮BMを設置する場合は、位置図及び測量成果を添付し、監督員の承諾を得るものとする。

第17条 工事測量

請負者は施工に先立ち、土木工事共通仕様書 1-1-37 に基づき工事測量を行い、そのデータを監督員に提出し承諾を得るものとする。

第18条 資材置き場等

資材置き場等を任意に設置する場合は監督員と協議の上、規模構造等については必要最低限とし、工事終了後は原形に復旧するものとする。

第19条 土木工事における排出ガス対策型建設機械の原則使用について

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日

付国
建設
を灌
日ま
た
ま
使用
のと
でき

一般工事
・パ
・ブ
(可
械の
ゼル
;油
機、
ーシ
、ア
ケー
振動

第20

54
経
低
H1
す

建
第21
1

のとす
直ちに

付国総施第 225 号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、又は平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」における開発目標を満たすことが確認された排出ガス浄化装置を装着した建設機械(平成 16 年 9 月 1 日までに装着されたものに限る)を使用するものとする。

ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議の上、設計変更するものとする。

原則と
卒を選

また、排出ガス対策型建設機械あるいは、排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、施工現場において使用する機械の写真撮影を行い監督員に提出するものとする。なお、指定機械であることを識別するラベルが添付されているので、確認できるように撮影すること。

の具

工事

速や

反設

と

の

必

械

日

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ・ホイールローダ ・ブルトーザ・発動発電機(可搬式)・空気圧縮機(可搬式)・油圧ユニット(以下に示す基礎工事用機械のうち、ベスマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機)・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ・ラフテレーンクレーン油圧伸縮ジブ型	ディーゼルエンジン(エンジン出力 7.5kw 以上 272kw 以下)を搭載した建設機械。

第 20 条 低騒音型建設機械の使用

本工事において、「建設工事に伴う騒音対策技術指針」(S51.3.2 建設省経機発第 54 号、建設大臣官房技術参事官から各地方建設局長あて 最終改正 S62.3.30 建設省経機発第 58 号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図る場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(H9.7.31 建設省告示第 1536 号 最終改定 H12.12.22 国土交通省告示第 2438 号)に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

また、施工現場において指定機械であることを識別するラベルが確認できるように建設機械を撮影し、監督員に提出するものとする。

第 21 条 再生資材利用及び建設廃棄物の適正処理

1. 請負者は、山梨県土木部が定める「再生資材利用基準」に基づき、再生資材を利用するものとする。

2. 本工事により発生するコンクリート塊、アスファルト塊、木材等の建設廃棄物は、「廃棄物処理法」及び「建設副産物処理基準」に基づき、該当廃棄物の処分業の許可を取得している再生資源化施設へ搬出し、適正に処分すること。ただし、やむを得ない事情により再生資源化施設への運搬が困難な場合は、監督員と協議のうえ、処理方法を決定するものとする。

第22条 再生資源利用計画（実施）書及び再生資源利用促進計画（実施）書の提出

請負者は「建設リサイクルデータ統合システム-CREDAS-」により作成した再生資源利用計画書（塩化ビニル管・継手、石膏ボード等を追加版）及び再生資源利用促進計画書（塩化ビニル管・継手、石膏ボード等を追加版）を出力し、1部（紙）を施工計画書に添付し監督員に提出するものとする。

工事完了後は速やかに、当初入力した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施書（塩化ビニル管・継手、石膏ボード等追加版）及び再生資源利用促進実施書（塩化ビニル管・継手、石膏ボード等追加版）を出力し、1部（紙）を完成書類に添付し、電子データをフロッピーディスク等により監督員に提出するものとする。

なお、入力した工事データは自社で1年間保管するものとする。

* 「建設リサイクルデータ統合システム-CREDAS-」は、下記の方法により入手すること。

- 1 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合で貸し出し（CD-ROM）
- 2 山梨県建設業協会峡東支部で貸し出し（CD-ROM）
- 3 国土交通省ホームページからダウンロード

URL: <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/refrm.htm>

この特記事項は、「土木工事共通仕様書 第1編 共通編 第1章 総則 1-1-18 建設副産物 第5項及び第6項」、「建設副産物処理基準[5]再生資源利用促進（計画・実施）書の提出」及び「再生資源利用基準[7]再生資源利用（計画・実施）書の提出」に代わるものとする。

第23条 建設リサイクル法対象建設工事の届出に係わる事項の説明等

本工事は、建設リサイクル法の対象工事であり、落札者は建設リサイクル法第12条に基づき、落札後配布される書面により、契約事務担当者に対し契約前に説明を行うこととする。

第2節 その他

第24条 高度技術、創意工夫、社会性等について

請負者は工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

第25条 その他

この特記仕様書により難い場合、記載無き事項、及び疑義の生じた際には、監督員と協議し決定するものとする。

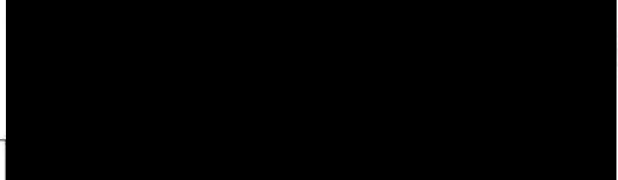
【焼却溶融施設 造成工事】

様式第5号(第10条関係)

建設工事請負契約書

契約番号 合併(土木)2号-1

- 1 事業名
- 2 工事名 甲府・峡東地域ごみ処理施設造成工事
- 3 工事場所 笛吹市境川町寺尾地内
- 4 工期 着手 議会議決の翌日
完成 26年 5月 31日



5 請負代金額

	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
¥	[Redacted]								

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額(請負代金額に105分の5を乗じて得た額)
[Redacted]

- 6 契約保証金額 ¥ [Redacted]
- 7 支払条件 前金払 40%以内、部分払 2回以内及び完成払

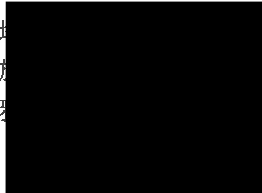
上記工事について発注者及び受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって請負仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合議会の議決「甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産又は処分の範囲を定める条例(平成19年3月30日条例第18号)」を得られたとき、本契約として認められるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年12月 5日

発注者 住所 笛吹市境川町藤袋2600番地
氏名 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合
管理者 宮島 秀一



受注者

早野組・長田組土木・三枝組建設工事共同企業体

共同企業体構成員

代表者 住所 山梨県甲府市
氏名 株式会社
代表取締役



平成24年度

甲府・峡東地域ごみ処理施設造成工事

特記仕様書

笛吹市境川町寺尾地内

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合

第1章 総則

第1節 一般事項

第1条 適用

1. この特記仕様書は、山梨県県土整備部土木工事共通仕様書（以下、「共通仕様書」という。）1-1-2. 6で定める特記仕様書で、甲府・峡東地域ごみ処理事務組合の発注する甲府・峡東地域ごみ処理施設造成工事（笛吹市境川町寺尾地内）に適用する。

第2条 工事概要

本工事の工事箇所及び範囲は、別添図面に示すとおりである。

第3条 寸法及び数量

設計図書のとおりとする。

第4条 工期

本工事の工期は、契約書のとおりとする。

第5条 関係法令等の遵守及び関係機関との調整等

1. 工事施工に当たっては、砂防法、河川法、道路法、道路交通法、建設工事公衆災害防止対策要綱、労働安全衛生法等、関係諸法令、諸官庁の通達、環境影響評価補正評価書（「甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び（仮称）地域振興施設整備事業に係る環境影響評価 補正評価書 平成24年7月」）及びその要約版工事施工に関する協定事項等を遵守し、諸官公署との調整を十分行うこと。また、地元との調整を密にとり、苦情等の発生を未然に防ぐよう努力すること。
2. 工事に際し請負者は、環境影響評価補正評価書に準拠し、次に示す周辺の自然・生活環境の保全に努めること。
 - ・ 大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・地盤沈下・悪臭の防止
 - ・ 希少動植物の保全
 - ・ 低騒音・振動型施工機械の導入
 - ・ 排出ガス対策型施工機械の導入
 - ・ 早朝・夜間作業の制限（作業時間は協議による）
 - ・ 洪水・土砂の流出抑制対策
 - ・ リサイクル製品の使用
 - ・ 既存道路の保全（粉じん対策、泥等で汚さない）
 - ・ 建設発生土、建設副産物の有効活用

第6条 事前協議

着工前には、監督員・請負者とで事前協議を行い、工程並びに安全管理等の打合せを行うこと。必要に応じて、監督員・請負者・設計者による3者で協議を行う。

なお、別途工事との関連により工程上の制約を受ける場合及び本工事の施工にあたり関係機関等から施工に関する条件等（時間的制約を含む）を付された場合は、

速やかに監督員と協議するものとする。

第7条 工事支障物件

工事着手前に地下埋設物等の支障物件について調査し、監督員に報告するものとする。なお、工事に支障がある場合は、施工方法及び工程について別途協議するものとする。

第8条 工事現場管理

請負者は、工事の施工にあたっては次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受けるなど過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請け事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請負業者にも十分な指導を行うこと。

第9条 交通誘導員

本工事の施工に際しては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理を行うものとする。また、交通誘導員による交通整理は次の通り実施するものとする。なお、施工条件に変更が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

1. 交通整理の時間帯；8:00～17:00 実労8時間（交代要員なし）
2. 交通整理時間；本工事において準備・後片付け期間を除くすべての工種、概ね352日間
3. 配置人員；2名/箇所

第10条 工事中の安全確保

工事の施工にあたり、「道路工事保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理を行うものとするが、本工事施工箇所には人家があるため工事関係者以外の者が区域内に侵入しないようバリケード等の保安施設を設置するとともに、工事車両の出入りについては交通誘導員を設置し事故が発生しないよう注意を払うものとする。

第11条 段階確認等

段階確認にあたり、請負者は共通仕様書によるほか、下記によるものとする。

1. 段階確認の計画書作成

工事着手前において、段階確認事項を確認、整理し、段階確認時期を記した段階確認工程表を作成する。尚、施工計画書作成対象工事においては、施工計画書に含

めて提出しなければならない。

2. 社内検査に実施

段階確認を受ける前には必ず社内検査を実施し、設計書通りの施工がなされているか事前確認すること。また、検査結果を整理し、監督員からの請求があった場合は提示しなければならない。

3. 段階確認時の注意事項

段階確認においては、検査（確認）部分の出来型が確認できる資料を事前に作成し監督員に提出すること。また、配筋状況の確認時には配筋チェックシートを作成し、段階確認時に監督員に提出すること。

4. その他

段階確認の計画書及び配筋チェックシートについて、監督員の承諾を得た場合は、請負者の様式により管理できる。

第12条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、山梨県県土整備部が定める土木工事施工管理基準及び規格値によるものとする。
2. 工事写真管理は、山梨県県土整備部が定める写真管理基準による。

第2章 施工一般

第1節 工事一般

第13条 本工事

1. 土工

本工事における土工事は、道路土工切土工・斜面安定工指針を参照し、段切りが必要な場合は、適切に施工することとする。

- 1) 工事区域の運土計画を提出し、監督員の承認を得なければならない。
- 2) 造成工事（調整池）、及び道路工事との協議、調整を図ること。
- 3) 土質分類毎の適正に応じて、安定かつ効果的な土の転用（活用）を図ること。
- 4) 湧水等の排除を行う場合は、放流先を含めて工事に支障とならないように行うこと。
- 5) 掘削土工の安全について、施工計画書に盛り込むこと。
- 6) 掘削施工中の自然崩落、地すべり等が生じた場合、あるいは、これらの生じるおそれがある場合は、工事を中止し速やかに監督員に報告し指示を受けなければならない。
- 7) 埋戻しは構造物を損傷しないように留意し、特に二次製品部分は偏心・偏圧がかからないよう埋戻し材が左右均等になるよう十分に締め固めること

2. 伐採・除根及び除草

本工事の範囲について工事上支障となる樹木については伐採・除根、草本については除草を行うこと。伐採した樹木等は、建設リサイクル法に基づき適切に処分または活用すること。

3. 降雨対策

埋立地内等の降雨による地山等の崩壊や土砂流出等を抑制するため、現場の状況に応じて仮排水工や法面防護工等を請負者の責任のもとで適宜施工すること。

4. 地盤調査及び室内土質試験の実施

1) 請負者は、既存の地質調査結果を補完し、地盤調査を実施する場合は、監督員に調査計画書を提出し協議しなければならない。

2) また必要に応じて室内土質試験を実施すること。

3) セメント系の固化材を添加する地盤対策については、事前に配合・強度試験等と併せた六価クロム溶出試験を行うこと。

5. 構造物

請負者は、契約後構造物の設計内容全般について照査を行い、監督員へ承諾事項及び変更事項の提出を行うものとする。また、設置を含む工事目的物を完成させるために必要な手順や工法について立案・照査を行い、監督員の承諾を得る。

1) 事前に基礎地盤の支持力を調査し設計の地盤反力との比較を行うこと。

2) 所定の支持力が確保できない場合は監督員との協議し基礎地盤対策を講ずること。

第14条 仮設工

1. 仮設工

仮設工については、現地の状況を十分把握し、安全性・経済性・構造等については、請負者が十分検討を行い、請負者の責任において決定し施工するものとする。また、騒音・振動などにより周辺住民から苦情が寄せられた場合は、直ちに工事を中止し、工法などについて監督員と協議するものとする。

第15条 安全・訓練等の実施

1. 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により半日以上時間を割当て、次の項目から実施内容を選択し、安全・訓練等を実施するものとする。

1) 安全活動のビデオ等、視覚資料による安全教育

2) 本工事内容等の周知徹底

3) 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底

- 4) 本工事における災害対策訓練
- 5) 本工事現場で予想される事故対策
- 6) その他、安全・訓練等として必要な事項

2. 安全・訓練等に関する施工計画書の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

3. 安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況をビデオ等又は工事報告（工事月報）に記録し、工事完成時に書類と共に報告するものとする。

尚、工事期間中であっても監督員が実施状況の確認を必要とする場合は、速やかに中間報告をするものとする。

第16条 施工計画

請負者は施工に先立ち、本工事の施工条件を十分検討の上、施工順序、工程、仮設工法について安全な施工計画を立案し、監督員の承認を受けなければならない。また、仮BMを設置する場合は、位置図及び測量成果を添付し、監督員の承諾を得るものとする。

第17条 工事測量

請負者は施工に先立ち、土木工事共通仕様書 1-1-37 に基づき工事測量を行い、そのデータを監督員に提出し承諾を得るものとする。

第18条 資材置き場等

資材置き場等を任意に設置する場合は監督員と協議の上、規模構造等については必要最低限とし、工事終了後は原形に復旧するものとする。

第19条 土木工事における排出ガス対策型建設機械の原則使用について

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、又は平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」における開発目標を満たすことが確認された排出ガス浄化装置を装着した建設機械（平成16年9月1日までに装着されたものに限る）を使用するものとする。

ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議の上、設計変更するものとする。

また、排出ガス対策型建設機械あるいは、排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、施工現場において使用する機械の写真撮影を行い監督員に提出するものとする。なお、指定機械であることを識別するラベルが添付されているので、確認できるように撮影すること。

訓練等の具
録し、工事
合は、速や
工程、仮設
さい。また、
得るものと

機 種	備 考
一般工事中建設機械 ・バックホウ・ホイールローダ ・ブルドーザ・発動発電機（可搬式）・空気圧縮機 （可搬式）・油圧ユニット（以下に示す基礎工事中機 械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディー ゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの ;油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入引抜 機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケ ーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル 、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オール ケーシング掘削機）・ロードローラ、タイヤローラ、 振動ローラ・ラフテレーンクレーン油圧伸縮ジブ型	ディーゼルエンジン（ エンジン出力7.5kw以上 272kw以下）を搭載した 建設機械。

行い、その
については必

第20条 低騒音型建設機械の使用

本工事中において、「建設工事中に伴う騒音対策技術指針」（S51.3.2 建設省経機発第54号、建設大臣官房技術参事官から各地方建設局長あて 最終改正S62.3.30 建設省経機発第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図る場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」（H9.7.31 建設省告示第1536号 最終改正H12.12.22 国土交通省告示第2438号）に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

また、施工現場において指定機械であることを識別するラベルが確認できるように建設機械を撮影し、監督員に提出するものとする。

型建設機械
年4月1日
平成7年度
する開発目標
16年9月1
とする。
た建設機械を
に提出するも
るので、確認

第21条 再生資材利用及び建設廃棄物の適正処理

1. 請負者は、山梨県土木部が定める「再生資材利用基準」に基づき、再生資材を利用するものとする。
2. 本工事中により発生するコンクリート塊、アスファルト塊、木材等の建設廃棄物は、「廃棄物処理法」及び「建設副産物処理基準」に基づき、該当廃棄物の処分業の許可を取得している再生資源化施設へ搬出し、適正に処分すること。ただし、やむを得ない事情により再生資源化施設への運搬が困難な場合は、監督員と協議のうえ、処理方法を決定するものとする。

第22条 再生資源利用計画（実施）書及び再生資源利用促進計画（実施）書の提出

請負者は「建設リサイクルデータ統合システム-CREDAS-」により作成した再生資源利用計画書（塩化ビニル管・継手、石膏ボード等を追加版）及び再生資源利用促進計画書（塩化ビニル管・継手、石膏ボード等を追加版）を出力し、1部（紙）を施工

計画書に添付し監督員に提出するものとする。

工事完了後は速やかに、当初入力した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施書（塩化ビニル管・継手、石膏ボード等追加版）及び再生資源利用促進実施書（塩化ビニル管・継手、石膏ボード等追加版）を出力し、1部（紙）を完成書類に添付し、電子データをフロッピーディスク等により監督員に提出するものとする。

なお、入力した工事データは自社で1年間保管するものとする。

*「建設リサイクルデータ統合システム-CREDAS-」は、下記の方法により入手すること。

- 1 甲府・関東地域ごみ処理施設事務組合で貸し出し（CD-ROM）
- 2 山梨県建設業協会関東支部で貸し出し（CD-ROM）
- 3 国土交通省ホームページからダウンロード

URL: <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/refrm.htm>

この特記事項は、「土木工事共通仕様書 第1編 共通編 第1章 総則 1-1-18 建設副産物 第5項及び第6項」、「建設副産物処理基準[5]再生資源利用促進（計画・実施）書の提出」及び「再生資源利用基準[7]再生資源利用（計画・実施）書の提出」に代わるものとする。

第23条 建設リサイクル法対象建設工事の届出に係わる事項の説明等

本工事は、建設リサイクル法の対象工事であり、落札者は建設リサイクル法第12条に基づき、落札後配布される書面により、契約事務担当者に対し契約前に説明を行うこととする。

第2節 その他

第24条 高度技術、創意工夫、社会性等について

請負者は工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

第25条 その他

この特記仕様書により難しい場合、記載無き事項、及び疑義の生じた際には、監督員と協議し決定するものとする。

特記仕様書

(環境への配慮)

第 12 条 請負者は、別途実施された環境影響評価を遵守するものとする。

2. 現場付近はオオタカの生息地であり、事業団が別途発注するモニタリングの調査結果及びオオタカ保護連絡協議会において、工事の一時中止を指示することも想定される。その場合においても、工期内の完成を目標として、工程管理に努めるものとする。
3. 本工事の施工エリアは広範囲であり、自然保護エリアなど造成及び工作物を施工しない箇所へ濫りに侵入しないなど自然環境へ配慮するものとする。

(排出ガス対策型建設機械について)

第 18 条 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(H3.10.8 付建設省径機発第 249 号最終改正 H9.10.3 付建設省径機発第 126 号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、又は平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」また、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械(黒煙浄化装置付)を使用するものとする。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議の上設計変更するものとする。また、排出ガス対策型建設機械あるいは、排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、施工現場において使用する機械の写真撮影を行い提出するものとする。なお、指定機械であることを識別するラベルが添付されているので、確認できるように撮影すること。

機種	備考
一般工事用建設機械 バックホウ、ホイールローダ、ブルドーザ、発動発電機(可搬式)、空気圧縮機(可搬式)、油圧ユニット(以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削	ディーゼルエンジン(エンジン出力 7.5kw 以上 272kw 以下)を搭載した建設機械に限る。

機)、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ、ラフテレーンクレーン油圧伸縮ジブ型	
--	--

(低騒音型建設機械の使用)

第 19 条 本工事において、「建設工事に伴う騒音対策技術指針」(S51.3.2 建設省経機発第 54 号、建設大臣官房技術参事官から各地方建設局長あて 最終改正 S62.3.30 建設省経機発第 58 号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図る場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(H9.7.31 建設省告示第 1536 号 最終改定 H12.12.22 建設省告示第 2438 号)に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

また、施工現場において指定機械であることを識別するラベルが確認できるように、建設機械を写真撮影し、監督員に提出するものとする。

特記仕様書

(伐竹木・除根材)

第 11 条 伐竹木・除根材については、立木調査及び近隣工事の実績を基に数量を設計しているが、処分費については、実施により変更するものとする。については、処分施設に持ち込む際には、伐採木、竹、除根材を分けることとし、また、処分量の集計表を作成し、監督員に提出するものとする。なお、処分は焼却処分とはせずチップ化とし、有効利用を図るものとする。

(環境への配慮)

第 14 条 請負者は、別途実施された環境影響評価を遵守するものとする。

2. 現場付近はオオタカの生息地であり、事業団が別途発注するモニタリングの調査結果及びオオタカ保護連絡協議会において、工事の一時中止を指示することも想定される。
3. 本工事の施工エリアは広範囲であり、自然保護エリアなど造成及び工作物を施工しない箇所へ濫りに侵入しないなど自然環境へ配慮するものとする。

(排出ガス対策型建設機械について)

第 20 条 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(H3.10.8 付建設省径機発第 249 号最終改正 H9.10.3 付建設省径機発第 126 号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、又は平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」また、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械(黒煙浄化装置付)を使用するものとする。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議の上設計変更するものとする。また、排出ガス対策型建設機械あるいは、排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、施工現場において使用する機械の写真撮影を行い提出するものとする。なお、指定機械であることを識別するラベルが添付されているので、確認できるように撮影すること。

機種	備考
一般工事用建設機械	ディーゼルエンジン(エンジン出力 7.5kw 以上)
バックホウ、ホイールローダ、ブルドーザ、発動	

発電機(可搬式)、空気圧縮機(可搬式)、油圧ユニット(以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機)、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ、ラフテレーンクレーン油圧伸縮ジブ型	272kw 以下)を搭載した建設機械に限る。
--	------------------------

(低騒音型建設機械の使用)

第 21 条 本工事において、「建設工事に伴う騒音対策技術指針」(S51.3.2 建設省経機発第 54 号、建設大臣官房技術参事官から各地方建設局長あて 最終改正 S62.3.30 建設省経機発第 58 号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図る場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(H9.7.31 建設省告示第 1536 号 最終改定 H12.12.22 建設省告示第 2438 号)に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

また、施工現場において指定機械であることを識別するラベルが確認できるように、建設機械を写真撮影し、監督員に提出するものとする。